

工 事 概 要

工事延長				m	20
プレキャスト擁壁工	m	19	ブロック舗装工	m2	34
防止柵工	m	19			

施 工 理 由

本工事は、一般市道上鳥羽経51号線において、歩道と水路の間に設置された擁壁が傾斜し、歩行者の安全な通行に支障をきたす恐れがあることから、擁壁の改良及び歩道の補修を行うことで、安全で快適な歩行空間の確保を目的とするものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年6月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年6月	
基 準 適 用 年 月	2026年6月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

[illegible]

設計内訳書（本01）

工事名	歩道整備工事（上鳥羽経51号線）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕			式	1				
舗装工			式	1				
ブロック舗装工			式	1				
下層路盤(歩道部)			m2	34				単 1号(概)
インターロッキングブロック舗装 (再利用)			m2	34				単 2号(概)
防護柵工			式	1				
防止柵工			式	1				
転落(横断)防止柵		柵高:1.1m, 作業区分:プレキャストコンクリートブロック建込	m	19				単 3号(概)
擁壁工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	40				単 4号
埋戻し (参考数量)		土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	30				単 5号
土砂等運搬		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	3				単 6号

設計内訳書（本01）

工事名	歩道整備工事（上鳥羽経51号線）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
残土等処分			m3	3				単 7号
ﾌﾟﾚｷﾞｬｽﾄ擁壁工			式	1				
ﾌﾟﾚｷﾞｬｽﾄ擁壁		擁壁規格:H=1300	m	19				単 8号
構造物撤去工			式	1				
防護柵撤去工			式	1				
防護柵(横断・転落防止柵)撤去			m	18				単 9号(概)
構造物取壊し工			式	1				
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し		構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	7				単 10号(概)
運搬処理工			式	1				
殻運搬		殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	7				単 11号
殻処分		殻種別:ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	7				単 12号
現場発生品運搬		発生材種類:横断防止柵等	t	0.21				単 13号
スクラップ			t	-0.21				単 14号

設計内訳書（本01）

工事名	歩道整備工事（上鳥羽経51号線）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員			人日	5				単 15号
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 36.1%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				

設計内訳書 (本01)

[illegible]

1 次単価表(概)

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 1号	下層路盤(歩道部)		単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(歩道部)		100mm, 1層施工, 再生クラッシュ RC-30, 全ての費用	m2	1			04-01-01	
CB410031								
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表(概)

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 2号	インターロッキングブロック舗装(再利用)		単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
インターロッキングブロック撤去(再設置)		撤去及び再設置, 直線配置3色以上色合フック厚 6cm, 砂(クッション用), 30mm, 100m2未満, 無, 無	m 2	1			単 16号 06-02-02	
WB810420								
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表(概)

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 3号	転落(横断)防止柵	柵高:1.1m, 作業区分:ブ レキャストコンクリートブ ロック建込	単位	m	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
防護柵(横断・転落防止柵)設置工		ブ レキャストコンクリートブ ロック建込, 門型, 3m, 100m未満, 無	m	1			単 17号 06-02-03	
WB810760								
合計								
単価							円/m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 4号	床掘り (参考数量)	土質:土砂	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂, 上記以外(小規模), 全ての費用	m3	1			02-01-03	
CB210030								
合計								
単価							円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 5号	埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:土砂	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し CB210410		上記以外(小規模), 土砂, 全ての費用	m3	1			02-01-03	
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 6号	土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬 CB210110		小規模, バックホウ山積0. 28m3(平積0. 2m3), 土砂(岩塊・玉石混り土含む), 有り, 3. 0km以下	m3	1			02-01-02	
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 7号	残土等処分		単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 土砂		Y007600000001	m3	1				
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 8号	プレキャスト擁壁	擁壁規格:H=1300	単位	m	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
プレキャスト擁壁設置		1. 0mを超え2. 0m以下, 有り, 有り	m	1			02-02-06	
CB222110								
合計								
単価							円／m	

1 次単価表(概)

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 9号	防護柵(横断・転落防止柵)撤去		単位	m	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
防護柵(横断・転落防止柵)撤去工		プレキャストコンクリートブロック建込, 門型, 3m, 無, 無	m	1			単 18号 06-02-03	
WB810770								
合計								
単価							円/m	

1 次単価表(概)

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 10号	コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物, 機械施工, 無し, 無し, 必要	m3	1			単 19号 06-01-04	
WB824010								
合計								
単価							円/m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 11号	殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし,機械積込,有り,28.4km以下,全ての費用	m3	1			02-02-25	
CB227010								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 12号	殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(m3)			m3	1			単 20号 01-14-01	
WB020051								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 13号	現場発生品運搬	発生材種類:横断防止柵等	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場発生品及び支給品運搬		クレーン装置付2t積、吊能力2. 9t, 有り, 1. 5km以下	t	1			01-02-03	
現場発生品及び支給品積込・荷卸		クレーン装置付2t積、吊能力2. 9t	t	1			01-02-03	
合計								
単価							円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 14号	スクラップ		単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 スクラップ (ヘビ°-H2)			t	1				
合計								
単価							円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 15号	交通誘導警備員		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1			単 21号 02-05-21	
WB010212								
合計								
単価							円／人日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 16号 WB810420	インターロッキングブロック撤去 (再設置)	撤去及び再設置,直線配置3色以上色合ブロック厚 6cm, 砂(クッション用), 30mm, 100m2未満, 無, 無	単位	m 2	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
インターロッキングブロック撤去工 再使用 単価補正1. 400 (FP3) Q001064001			m2	100				
インターロッキングブロック設置工 一般部 T=6cm 標準品 直線色合せ 単価補正1. 100 (FP3) Q001060005			m2	100				
インターロッキングブロック ブロック厚6cm 標準品 単価補正-1. 020 (FP3) Z002360001			m2	100				
インターロッキングブロック ブロック厚6cm 標準品 Z002360001			m2	2				
砂 クッション用 Z002150001001			m3	3. 87				
諸雑費(まるめ) ZS30000004			式	1				
合計								
単価							円／m 2	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 17号 WB810760	防護柵(横断・転落防止柵)設置工	プレキャストコンクリートブロック建込, 門型, 3m, 100m未満, 無	単位	m	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
横断・転落防止柵設置工ブロック建込用 門型 単価補正1. 250 (FP3) Q001154005			m	100				
防護柵 (P種) KPT-11-C, 門型, H=1. 1m Y001191000001			m	100				
諸雑費(まるめ) ZS3000004			式	1				
合計								
単価							円/m	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 18号 WB810770	防護柵(横断・転落防止柵)撤去工	プレキャストコンクリートブロック建込, 門型, 3m, 無, 無	単位	m	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
横断・転落防止柵撤去工ブロック建込用 門型 単価補正1. 000 (FP3)		Q001166005	m	100				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円/m	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 19号 WB824010	構造物とりこわし	無筋構造物, 機械施工, 無し, 無し, 必要	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
無筋構造物 昼間 機械施工 制約無 単価補正1. 300 (FP3)		Q001611001	m3	1				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円/m3	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 20号 WB020051	処分費 (m3)		単位	m3	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 無筋コンクリート		Y007600000002	m3	100				
合計								
単価							円／m3	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 21号 WB010212	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B		R0804	人	1				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／人日	

特記仕様書（個別工事編）

工事名 歩道整備工事（上鳥羽経 51 号線）

工事場所 京都市南区上鳥羽大物町 地内

1 一般事項

第 1 条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和 7 年 8 月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和 8 年 4 月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第 2 条（受注者希望方式による「クールタイム・シフト工事」の試行）

1 本工事は「京都市建設局クールタイム・シフト工事」の対象（受注者希望方式）であり、「京都市建設局クールタイム・シフト工事試行要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000354379.html>に基づいて実施する。

2 受注者は、実施を希望する場合、実施開始までに、実施期間及び実施内容を発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、その実施内容を反映させること。

3 施工計画書提出後に実施の協議が整った場合は、変更施工計画書に、その実施内容を反映させること。

第 3 条（受注者希望方式による「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休 2 日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」）であり、「京都市建設局週休 2 日工事实施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>に基づいて実施する。ただし、「通期の週休 2 日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休 2 日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休 2 日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第5条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第6条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第7条（現場条件）

擁壁部の地盤支持力について、床掘り後に確認を行い、監督員に報告すること。

第8条（施工時間）

施工時間は原則として9:00～17:00（前後30分程度の準備及び片付けは除く）とし、この時間を変更する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

第9条（工事規制）

本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、年末年始規制に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

規制種別	規制路線 及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	その他道路	12月27日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。

第10条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
施工箇所	1名	交通誘導警備員B 1名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第11条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料	
材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I類、JIS II類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
防止柵工	転落（横断）防止柵	転落防止柵

第12条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第13条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

第14条（立会確認）

立会確認の必要が生じた場合は適宜指示する。立会を行う場合は、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

4 建設副産物に関する事項

第15条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1	設計運搬距離 L = 23.9 km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社洛東建設 京都市南区吉祥院長田町517	設計運搬距離 L = 2.6 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (へビーH2)	京都市南区上鳥羽鉾立町1	設計運搬距離 L = 0.3 km

5 その他事項

第16条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の10日前までに提出すること。

第17条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第18条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第19条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、必ず着工前に工事ビラを工事箇所の周辺住民等に配布すること。なお、様式等は監督職員の指示に従うこと。
- 2 現道上で工事を行う場合は、工事期間、道路占用形態などについて施工前に所轄警察署等の関係機関と協議する必要があるため、受注者は協議に必要な資料等を監督職員に提出すること。
- 3 工事中の渋滞を緩和するため、迂回看板を工事箇所周辺に設置すること。設置枚数、場所については、事前に監督職員と協議して決めること。なお、費用は共通仮設費率に含まれている。
- 4 受注者は工事着手に先立ち、地下埋設物などの占用物件の設置位置を把握し、占用物件の管理者と密接に連絡を取り、占用物件の破損及び占用物件に起因する事故の防止に努めること。また、人孔の高さ調整については、関係企業への人孔高さ調整依頼資料を工事着手前に提出すること。
- 5 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 6 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、沿道住民に迷惑をかけないこと。
- 7 受注者は、実施工程及び次週の予定工程を記載のうえ、週間工程表を作成し、毎週木曜日17時までに監督職員に提出すること。また所管消防署へも同様に提出を行うこと。

箇所図

